

# 山鹿市イメージ戦略推進業務 基本仕様書

## 1 委託業務名

山鹿市イメージ戦略推進業務

## 2 業務の目的

全国を上回るペースで人口減少・少子高齢化が進む中、山鹿市では、人口減少のスピードを抑制し、持続可能な社会を構築するため、市民や市外在住者から「選ばれる山鹿」を目指し、交流・関係人口や移住・定住人口の増加に向けた取組を推進している。

本業務は、市民や市外在住者に知られていない、十分に伝わっていない山鹿市の魅力や強みなどを「知ってもらう」「再発見してもらう」「効果的に発信する」ことで、市民のシビックプライドや一体感を醸成するとともに、市外在住者の山鹿市に対する認知度・イメージ向上を図り、もって「選ばれる山鹿」の実現に向けたイメージ戦略の推進に資することを目的に実施するものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

## 4 業務内容

(1) キャッチフレーズ及びロゴマークの選定等

### 【概要】

本市のイメージや取組の方向性をわかりやすく市民と共有するとともに、市外在住者に対する本市の認知度やイメージの向上を図ることを目的として、令和5年度にキャッチフレーズ及びロゴマークを3案制作しており、市民投票など多くの市民が参加できる方法により1案を選定するもの。

- ・実施期間：令和6年11月末まで投票を受け付け、12月末までに集計（選定）
- ・結果発表：令和7年1月中旬頃
- ・参加対象：市民や市に所縁のある人（通勤・通学者や出身者など）

### 【目標値】

参加（投票）数 5,000 以上

### 【仕様】

#### ① 広報（企画及び運営実施）

- ・キャッチフレーズ及びロゴマークの選定（投票）に関する効果的な周知はもとより、選定を通じて市民のシビックプライドや一体感の醸成につながる広報企画を実施すること。

・市でも広報やまがやホームページ等を活用して周知する予定であり、必要に応じてデザイン等の制作・支給等を行うこと（(2)(3)の業務についても同じ）。

② 選定（企画及び運営実施）

・WEB、SNSの活用（オンラインでの投票）やイベントの実施など多くの市民等が参加できる企画を実施し、選定を行うこと。

・必要に応じランディングページや投票フォームを制作し、運営すること。

・投票情報の集計及び整理を行うこと。

③ 発表に関わる演出（企画及び運営実施）

・決定したキャッチフレーズ及びロゴマークの発表は、令和7年1月の新市誕生20周年記念式典を予定しており、発表時の演出（シナリオやパネル等の制作）を企画し、実施すること（式典の運営は本業務に含まれていないため、実施者との調整が必要）。

④ 利用規定の作成

・選定したキャッチフレーズ及びロゴマークについては、広く市民や企業に活用してもらうことを想定しているため、発注者及び制作者と協議の上、利用規定を作成すること。

(2) 山鹿ディスカバリーツアー（仮称）の企画及び実施

**【概要】**

子どもや若者を中心とした市民を対象に『市民が意識していない山鹿の魅力』『市民に知られていない山鹿の魅力』などを再発見してもらうツアーを実施することで、シビックプライドの醸成や将来的な市民によるおもてなしの向上・魅力発信に繋げるもの。

・実施期間：契約締結から令和7年2月末までの期間

・実施回数：4回程度

・参加対象：市民（通勤・通学者を含む）

**【目標値】**

山鹿に対する理解や愛着の向上 参加者の90%以上

**【仕様】**

① 企画業務

・ツアーは日帰りを想定している。

・『子ども』や『親子』、20・30歳代の若者をメインターゲットとするが、業務目的の達成に資すると判断される場合は、他の世代を参加対象とすることを妨げない。

・ツアー参加者に対し、必要な費用（体験料金やバスの運行経費等）の一部を参加費として求めることもできることとする。

・市で想定しているテーマ例は以下のとおりであるが、これらにとらわれず業務目的の達成に資する内容を広く検討し、実施すること。ツアーの行程及び内容については、市と

協議の上、最終決定とすること。

\* テーマ例

山鹿灯籠、やまが和栗、古墳・史跡、棚田、米、お茶、あや杉、温泉（さくら湯）、豊前街道、八千代座、山鹿市内の企業など

## ② 運営実施業務

・受託者は参加者の募集、申込の受け付けを行うものとする。参加者からの問合せ等の対応についても受託者の責任において実施し、必要に応じてその内容を発注者に報告すること。

・参加者の募集については、市内に効果的に広報すること。

・その他、ツアー全般に関する調整、手配、運営管理（旅程管理）を行うこと。

・ツアー参加者へのアンケート作成、配布、まとめを行うこと。アンケート内容については、市と協議の上決定する。

・円滑かつ安全にツアーが実施されるよう訪問先との事前調整及び現地確認を必ず行うこと。また、事故発生時の損害賠償に対応する賠償責任保険等についても受託者で加入すること。

・平成 29 年 7 月 28 日付け観産第 173 号「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）」を遵守の上、業務を実施すること。

## (3) フォトコンテストの企画及び実施

### 【概要】

山鹿市の魅力ある地域の景観（自然、文化、風物、まつりなど）や市民活動、日々の営みに根差す風習など山鹿の魅力を『再発見・再認識』するとともに、市内外に広く『共有・発信』することを目的としてInstagramを活用したフォトコンテストを実施するもの。

・実施期間：令和 6 年 11 月末まで投稿を受け付け、12 月末までに選定

・結果発表：令和 7 年 1 月中旬頃

・参加対象：広く参加を募る（市民等に限定しない）

### 【目標値】

投稿作品 500 以上

### 【仕様】

#### ① 企画業務

・テーマ、タイトル、キャッチコピー等を設定すること。

・テーマ等に沿ったハッシュタグを設定すること。なお、既に「#yamagafun」というハッシュタグでの投稿を呼び掛け、市HP等に掲載する取組を実施しているため、投稿者には同ハッシュタグも併記してもらうことを想定している。

参考 <https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/kiji0031104/index.html>

- ・選定者（10名程度）に対する賞品など企画参加に対するインセンティブを設定すること（賞品などの購入・発送も本業務に含む）。
- ・訴求力の高いデザイン、内容の広報を企画すること。

## ② 運営実施業務

- ・募集及び広報用のアカウントを立ち上げ、運営すること（ランディングページの制作・運営を含む）。
- ・コンテストの周知と参加促進のため効果的な広報を行うこと。なお、インスタグラム講習など参加促進に寄与する企画を併せて実施することも可能とする。
- ・投稿時のルールを策定するとともに、企画の管理運営上必要な事項を定め、投稿者に明らかにすること。なお、投稿に必要な情報として、撮影場所・撮影時期・ハッシュタグ等を想定している。また、投稿された写真は、市の広報素材として広く活用したいため二次利用についての規定も作成し、明らかにすること。
- ・応募作品を適切に管理、集約、整理し、応募期限到来後速やかに選定作業に資する形式で発注者に提出すること。
- ・選定者へのインセンティブ授与について、業務期間内に実施すること。
- ・選定した作品の発表をWEBやSNS等で行うこと。審査については、発注者において実施する予定としている。
- ・応募された作品は、令和7年1月の新市誕生20周年記念式典での展示を予定しているため、パネル制作及びパネルの設営・撤去を行うこと（会場等の詳細未定。パネルはA2サイズ、20枚程度を想定）。

## 5 報告書等の提出

業務の実施状況や参加実績、効果等を整理した実施報告書を作成し、委託期間の末日までに紙媒体（1部）及び電子データで提出すること。

なお、業務の実施にあたって必要な制作物等については、実施スケジュール等を踏まえて、発注者と随時協議の上、期限を設定することとする。

## 6 業務に要する費用（見積限度額）

4,950,000円

※上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記金額と必ずしも一致しない。

## 7 著作権等

- (1) 本業務において作成する全ての資料及び電子データについて、第三者（発注者及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- (2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 使用する映像・画像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。また、本業務において使用する映像・画像及び音声に係る肖像権、著作権などの権利関係の処理・調整を行うこと。
- (4) 委託業務により作成した成果物及び新たに撮影した画像の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は本業務において作成した成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。

## 8 特記事項

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議の上実施すること。
- (3) 実施に当たって、関係法令を遵守すること。また、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (5) 業務の遂行に必要な資料・画像等は、原則として受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用(使用料、出演料、謝礼等を含む。)は受託者の負担とする。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。なお、貸与した資料の複製・複写の可否、返却等については発注者の指示に従うこと。
- (6) 予期しない自然災害等の発生により、業務の遂行に困難を生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、柔軟な対応を図るものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議して対応すること。